

平成28年度 第3回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成28年6月29日（水） 午後2時 開議

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成28年度第1回定例会）
- 日程第3 承認事項 会議録の承認について（平成28年度第2回定例会）
- 日程第4 承認事項 会議録の承認について（平成28年度第2回臨時会）
- 日程第5 報 告 教育長報告
- 日程第6 議案第10号 宮古島市立学校管理規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 議案第11号 宮古島市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令について
- 日程第8 議案第12号 城辺地区中学校統合計画策定委員会設置要綱について
- 日程第9 議案第13号 宮古島市立図書館協議会（補欠）委員の委嘱について
- 日程第10 報告第1号 臨時代理処分の承認について（宮古島市教育委員会人事異動の承認について）
- 日程第11 その他

議案第10号

宮古島市立学校管理規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年6月29日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

学校教職員の諸手当認定事務の権限移譲に伴い、関係例規を改正する必要があるため本案を提出します。

別紙

宮古島市立学校管理規則の一部を改正する規則

宮古島市立学校管理規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「及び講師を置く」を「、講師、事務長その他必要職員を置くことができる。」に改める。

第15条に次の2条を加える。

（事務長の職務）

第15条の2 事務長は校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他の事務をつかさどる。

（学校事務連携室）

第15条の3 教育委員会は、学校における事務及び業務の効率化並びに学校経営に関するより効果的な連携を行うため、教育委員会が定めるブロックごとに、学校事務等を共同で実施する組織として学校事務連携室を置く。

2 学校事務連携室には、事務長を置く。

3 学校事務連携室の組織、運営及び業務等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

議案第11号

宮古島市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年6月29日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

学校教職員の諸手当認定事務の権限移譲に伴い、関係例規を改正する必要があるため本案を提出します。

別紙

宮古島市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令

宮古島市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程（平成17年宮古島市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「校長等」という。)」の次に「及び事務長」を加える。

第2条に次の1項を加える。

2 教育長は、沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第41号）及び沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成24年沖縄県教育委員会規則第7号）に基づき、市町村が処理することとなった事務を事務長に委任する。なお、その内容は次に掲げるものとする。

- (1) 扶養手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第13号）第3条の規定による届出に係る要件の具備の確認及び扶養手当の認定並びに同規則第7条の規定により沖縄県人事委員会が定める事後の確認に関する事務
- (2) 住居手当に関する規則（昭和49年沖縄県人事委員会規則第41号）第7条の規定による届出に係る事実の確認及び住居手当の月額決定又は改定並びに同規則第10条の規定による事後の確認に関する事務
- (3) 通勤手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第16号）第4条の規定による届出に係る事実の確認及び通勤手当の額の決定又は改定並びに同規則第21条の規定による事後の確認に関する事務
- (4) 単身赴任手当に関する規則（平成2年沖縄県人事委員会規則第5号）第8条の規定による届出に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定並びに同規則第10条の規定による事後の確認に関する事務

附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

議案第12号

城辺地区中学校統合計画策定委員会設置要綱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年6月29日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立福嶺、城辺、西城及び砂川中学校の統合を円滑に進めるための統合計画を策定するため、城辺地区中学校統合計画策定委員会を設置する必要があるため、本案を提案します。

別紙

城辺地区中学校統合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮古島市立福嶺、城辺、西城及び砂川中学校の統合を円滑に進めるための統合計画（以下「城辺地区中学校統合計画」という。）を策定するため、城辺地区中学校統合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、城辺地区中学校統合計画を策定し、宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告し、承認を得る。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員30人以内で組織し、次に掲げる者の中から教育長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 城辺地区の自治会の代表
- (2) 城辺地区の小中学校の校長
- (3) 城辺地区の小中学校のPTA会長
- (4) 宮古島市教育委員会教育総務課長
- (5) 宮古島市教育委員会学校教育課長
- (6) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は第3条第1項第1号に掲げる者の中から選任する。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報償費)

第7条 委員に対する報償費は、予算の範囲内で決定し、これを支払うことがで

きる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育部学校規模適正化対策班において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行後、最初に開催される会議は、教育長が招集する。

議案第13号

宮古島市立図書館協議会（補欠）委員の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年6月29日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立図書館協議会委員のうち1名の辞任に伴い、学識経験関係委員に欠損が生じたので、宮古島市立図書館条例第5条の規定により新たに補欠委員を委嘱する必要があるため、本案を提出します。

別紙

1. 辞任委員

氏名	委員区分	任期	備考
神里 裕哉	学識経験：JC 理事長	H27. 6. 1～ H29. 5. 31	H28. 6. 15辞任

2. 補欠委員

氏名	委員区分	任期	備考
下地 盛智	学識経験：JC 理事長	委嘱の日～ H29. 5. 31	

※補欠委員の任期は、宮古島市立図書館条例第5条第3項により、前任者の残任期間とする。

報告第1号

臨時代理処分の承認について(宮古島市教育委員会人事異動の承認について)

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年6月29日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。